



全国厚生労働関係部局長会議
～厚生分科会～

平成26年1月
厚生労働省職業安定局

全国厚生労働関係部局長会議 ～厚生分科会・説明事項～

- 1 生活保護受給者等就労自立促進事業について 1
- 2 短期集中特別訓練事業について 4
- 3 福祉人材確保対策について等 6
- 4 障害者雇用対策について 10
- 5 地域雇用対策について 15

全国厚生労働関係部局長会議 厚生分科会

《生活保護受給者等就労自立促進事業について》

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者や児童扶養手当受給者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進。

【平成26年度】

- 「一体的実施」を活用し、福祉事務所へ設置するハローワークの常設窓口を50箇所増設し、ハローワークと地方自治体が一体となった支援対象者の就労支援をさらに推進。

【平成25年度実績】

- 就職者数：40,081人(12月まで) ※ 平成24年度(12月まで) 29,116人
- 常設窓口設置箇所 97箇所(平成26年3月末予定)

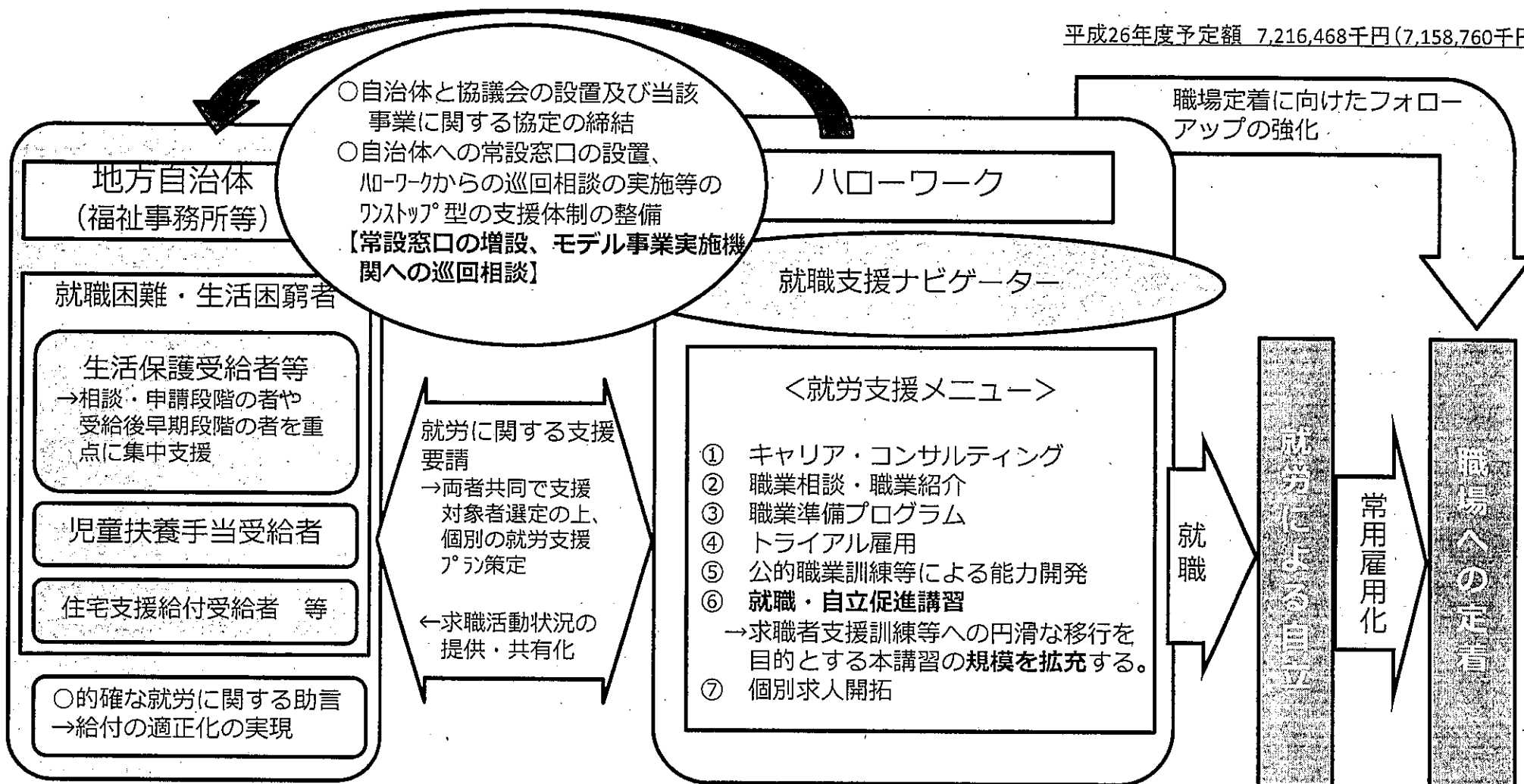
- 平成26年度についても、福祉事務所等とハローワークの連携をさらに深め、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者等、支援候補者の積極的な支援要請を引き続きお願いする。
- 今年度、常設窓口を設置した(予定含む)地方自治体におかれては、開設準備等へのご協力に感謝申し上げます。また、生活保護受給者等の就労による自立を推進するために、昨年度から常設窓口を設置している地方自治体も含め、窓口の積極的な活用をお願いする。

生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業を発展的に解消の上、平成25年度に新たに生活保護受給者等就労自立促進事業を創設。

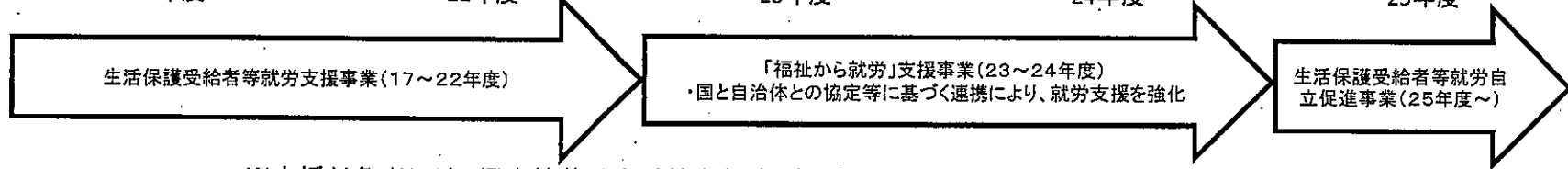
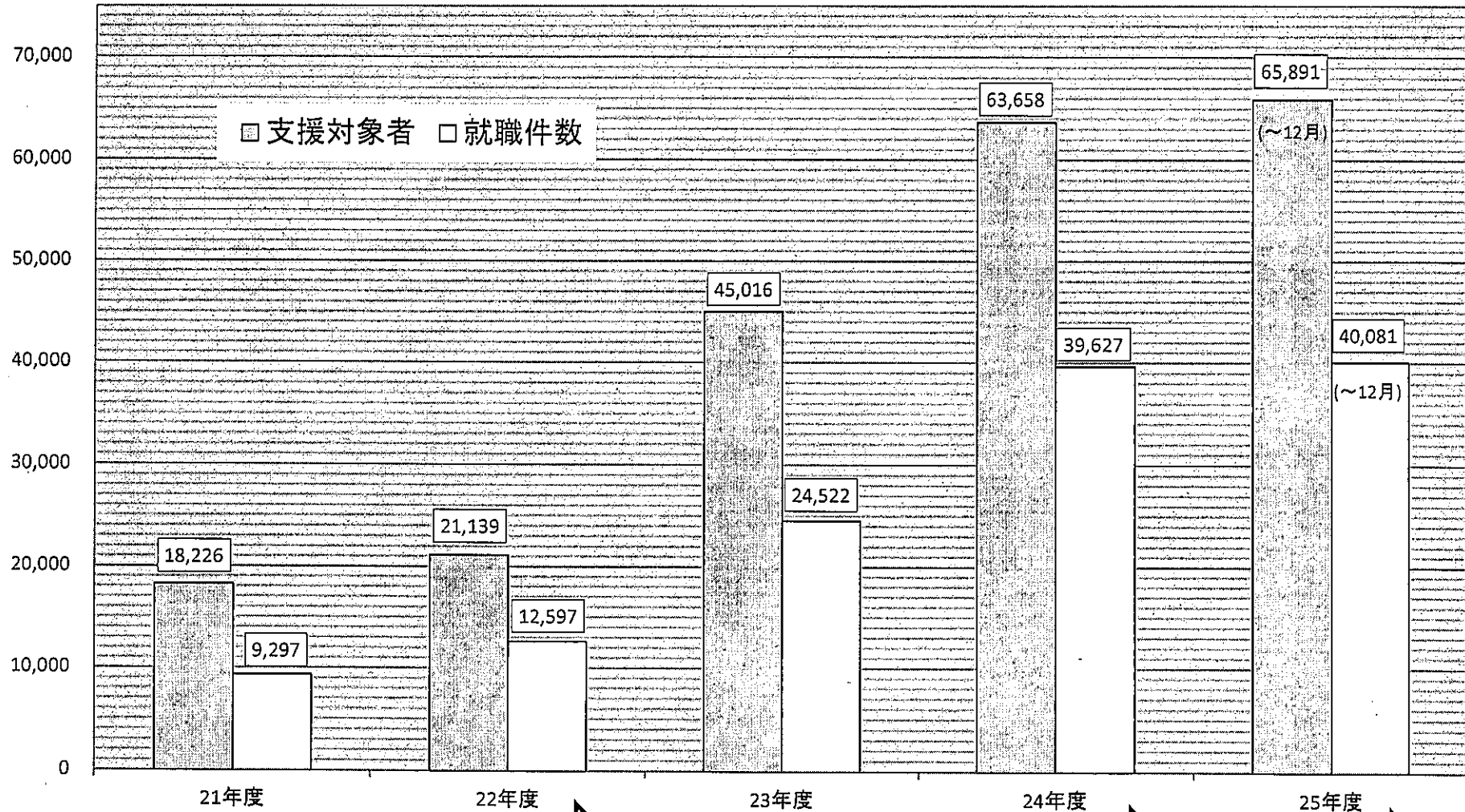
さらに、平成26年度は、福祉事務所へ設置するハローワークの常設窓口を増設するとともに、「生活困窮者の自立の支援に関する法律」の円滑な施行（平成27年度～）に向けて、生活困窮者自立促進支援モデル事業実施機関への巡回相談を実施し、両機関が一体となった就労支援を推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。

平成26年度予定額 7,216,468千円(7,158,760千円)



生活保護受給者等就労自立促進事業の実績の推移

(人・件数)



※支援対象者には、児童扶養手当受給者など、生活保護受給者以外の者が含まれている。
生活保護受給者等就労自立促進事業では、生活保護の相談・申請段階にある者も新たに対象としている。

全国厚生労働関係部局長会議 厚生分科会

1. 短期集中特別訓練事業について

- 求職者支援制度についてのヒアリングの中で、ご意見をお聞きしたところ、例えば、就業経験が極端に少ないことや長期間仕事をしていないことにより、既存の3～6か月間の訓練メニューでは受講をためらう方もいるとのことご意見いただいた。
- このようなご意見を踏まえ、専門実技に重点をおいた短期間の訓練メニューを提供することにより、早期就職を支援する「短期集中特別訓練事業」を平成25年度補正予算案に盛り込んでいる。

⇒ 短期集中特別訓練の実施にあたってご協力いただきたいこと

- 生活保護受給者等の生活困窮者層に対する就労支援の取組みを、地方自治体とハローワークが一体的に実施する中で、本事業が支援対象者の就労に資するものであることをご理解いただき、積極的に周知・利用勧奨していただけるよう、地方自治体の担当職員等への制度説明会等の場において、周知をお願いしたい。

(取組例)

福祉事務所等において、効果的に周知を行っていただけるよう、地方自治体の担当職員等に対する研修会や支援対象者向けの相談会などの実施において、労働局・ハローワークの担当者が参加、地方自治体の担当職員等への訓練コースの見学機会のご提供など。

短期集中特別訓練（仮称）の実施（イメージ）

- 就業経験が極端に少ない者や非正規雇用での離転職を繰り返している者などは、仕事をする上での基本的能力が不足しているだけではなく、就職の意欲はあっても例えば、長期間、仕事をしていないことにより、既存の訓練メニューでは長期間の訓練（※3～6か月程度が標準期間）にためらう者もいることから、よりチャレンジしやすい短期間の訓練メニューを提供することにより、ステップアップさせながら、就職を支援する事業を集中的に実施する。

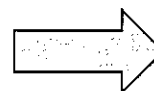
訓練のイメージ

対象：非正規雇用での離転職を繰り返す者等で、長期の訓練の受講が困難な者

第1段階
(1～3か月未満)



第2段階
(1～3か月未満)

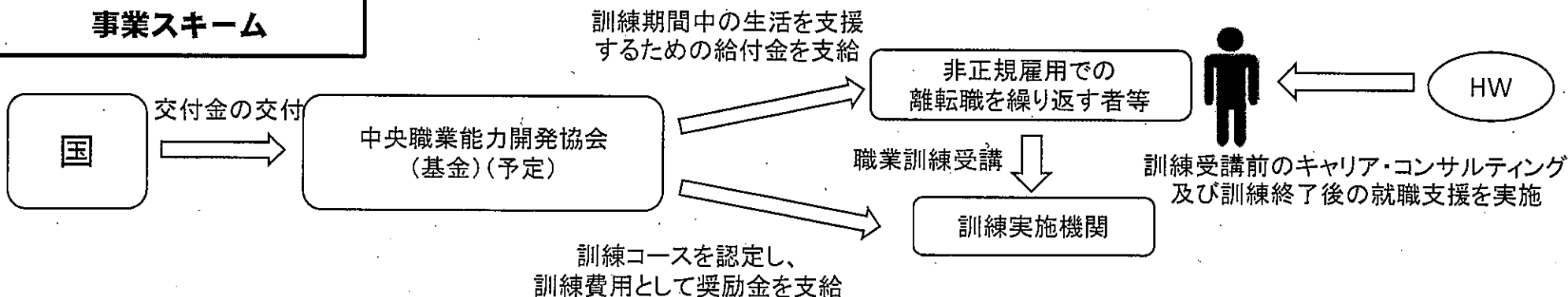


就職等

訓練のポイント

専門実技に重点を置き、2段階に分けることでステップを踏みながら能力習得し、併せて就職に向けた自信を取り戻させる。

事業スキーム



全国厚生労働関係部局長会議 厚生分科会

<地方自治体との連携による人手不足分野の人材確保等の強化>

○ 福祉人材確保対策

- ・ 人材不足が深刻化する介護、医療、保育職種を対象として、担当者制を活用したきめ細かな職業相談・職業紹介、求人充足に向けた助言・指導、関係機関と連携した面接会等を実施。【福祉人材コーナー ハローワーク64所】

○ 子育て中の女性等への就職支援(マザーズハローワーク事業)

- ・ 子ども連れで来所しやすい環境の整備、地域の保育サービス関連情報の提供など、子育て中の女性等が利用する際の付加価値を確保しつつ、担当者制を活用したきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。【マザーズハローワーク13所、マザーズコーナー164所】

○ 自殺対策

- ・ 地方自治体が行う自殺対策事業等の実施により、求職者に対して保健師やカウンセラー等の専門家の巡回相談を行う場合、ハローワークの相談スペースの提供等の協力を積極的に実施。

<施策の説明、お願いしたいこと>

○ 福祉人材確保対策

各分野の取組において、「福祉人材確保推進協議会」での協議などを通じて連携体制を強化し、情報共有や面接会実施など地域の実情に応じた福祉人材の確保への協力を引き続きお願いしたい。

- ・ 介護・・・福祉人材センター等関係団体と連携し、「介護就職デイ」等において福祉関係就職面接会等を開催し、介護人材の確保に努めているところ。
- ・ 医療・・・ナースセンターと連携し、看護師等の医療職種での就業を希望する求職者と地域の医療機関等とのマッチング強化を目的とした「ナースセンター・ハローワーク連携モデル事業」を福島県、富山県、兵庫県で実施。
- ・ 保育・・・昨年10月より、都道府県や市区町村、保育士・保育所支援センター等と連携し、保育士求人に対する求人充足サービス等の強化や都道府県等との連携による保育士への就職支援等を行う「保育士マッチング強化プロジェクト」を実施。

○ 子育て中の女性等への就職支援(マザーズハローワーク事業)

- ・ 子ども連れで来所しやすい環境の整備、地域の保育サービス関連情報の提供など、マザーズハローワークならではの付加価値の確保に努めているところ。
- ・ 特に子育て中の女性等は、居住している地域の保育所の情報を求めており、今後とも 「子育て女性等の就職支援協議会」などを通じて連携を図りつつ、保育所情報など地域の保育全般に関連した情報の積極的な提供をお願いしたい。
- ・ 来年度から、子育て中の潜在求職者等を対象として、地域の保育サービスの現状等に関する説明会を待機児童の多い地域等において新たに実施する予定。説明会の実施について、ご協力をお願いしたい。

○ 自殺対策

- ・ 「就職失敗」を理由とする自殺者数は、ここ数年減少しているものの、5年前と比較すると依然として高い水準(平成19年180人→平成24年342人(90%増))。
- ・ 各自治体が心の健康相談や多重債務の相談等を行う場合に、ハローワークにおいても引き続き相談場所の提供、求職者に対する周知等の協力を行う。各労働局にご相談いただきたい。

福祉人材確保重点プロジェクトの概要

平成26年度予定額 1,412,343(1,292,553)千円

【事業概要】

介護、看護をはじめとする医療、保育の各分野におけるサービスを担う質の高い人材の安定的な確保を図るため、全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」（64箇所）を整備し、当該コーナーを中心にハローワークの全国ネットワークを活かし、福祉人材の確保に向けた取組を推進

【対象職種】

- ・ 介護分野：介護福祉士、施設介護員等
- ・ 医療分野：看護師、准看護師等
- ・ 保育分野：保育士

【取組内容】

- 求職者に対する支援
 - ・ 求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
 - ・ セミナーや福祉分野関係事業所等の見学会の開催
 - ・ 地域の関係機関とのネットワークを活用した福祉分野の面接会等の開催
- 事業者に対する支援
 - ・ 事業所訪問等による求人条件見直し・雇用管理改善指導
 - ・ セミナーや福祉分野関係事業所等の見学会の開催
 - ・ 地域の関係機関とのネットワークを活用した福祉分野の面接会等の開催

【平成26年度の新規取組】

- 「保育士マッチング重点強化プロジェクト」（仮称）
「待機児童解消加速化プラン」や子ども・子育て支援新制度等に伴い、待機児童が多くいる地域を中心に保育施設の新設等が見込まれており、これまで以上に高まることが予想される保育士への需要に対応する。
 - ・ 求職者が応募しやすい求人条件の設定、職場の現状等に係る求職者の理解促進など、保育事業者及び求職者双方への働きかけによるマッチングの促進
 - ・ 都道府県等の自治体との連携強化による保育人材確保の推進
- 「ナースセンター・ハローワーク連携モデル事業」（仮称）
ナースセンターとハローワークの連携により、看護師等の医療職種での就業を希望する者と地域の医療機関等とのマッチングを強化する。
 - ・ ハローワークのスペースを活用したナースセンターによる巡回相談
 - ・ 両者の緊密な連携による、医療機関等を対象とした求人充足支援

マザーズハローワーク事業の概要

平成26年度予定額 2,799,297(2,383,312)千円

拠点

マザーズハローワーク（13箇所【平成18年度より設置】）

- ・ 子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。
 - ・ 札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州に設置。
- ※ 子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズコーナー（164箇所【平成19年度より設置】）

- ・ 平成19年度より、マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等の中核的な都市のハローワーク（19年度35箇所、20年度60箇所、21年度40箇所、22年度15箇所、23年度5箇所、24年度5箇所、25年度4箇所の計164箇所）内のコーナーとして設置。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナーの実施、紹介面接時における一時預かりの実施等総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保
- ・ 相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置



平成26年度の新規取組

○ 拠点の拡大

子育て女性等の再就職支援を一層充実させるため、政令指定都市等に設置しているマザーズコーナーの一部マザーズハローワークへの拡充(6箇所)及び支援の対象となる女性等が多数存在する地域への拠点の新設(マザーズハローワーク1箇所、マザーズコーナー2箇所)

事業拠点 25年度 177箇所 → 26年度 180箇所

○ 担当者制支援体制の強化

既存のマザーズハローワークのうち、現在の人員では担当者制支援が行き届いていないマザーズハローワークの担当者制支援体制を強化(9箇所)

○ 地方公共団体の保育行政との連携による新たな支援サービスの提供

地方公共団体の保育行政との連携により、待機児童が多い地域において、子どもの預け先が確保できず、再就職に支障が生じている者や再就職を断念している者等を対象に、新たな求職者の掘り起こし及び再就職の促進を目的とした、地域の保育サービスの現状及び子育てと仕事の両立に理解のある企業等に係る説明会を開催

全国厚生労働関係部局長会議 厚生分科会


《地域の関係機関との連携等による「福祉」、「教育」、「医療」から「雇用」への移行推進》

【現状】

- 平成25年4月からの法定雇用率引上げに伴い、法定雇用率未達成企業の割合が増加している中で、企業の採用ニーズに対応するためには、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター等を利用する障害者本人の就労に対する不安や企業の障害者雇用に関する不安を解消し、雇用への移行を推進することが必要。
- また、障害者の就職者の増加に伴い、職場定着支援を必要とする障害者も増加していることを踏まえ、職場定着支援を強化することが必要。

【福祉、教育から雇用への移行状況】

- 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職 3.6% (平成23年度)
- 特別支援学校から一般企業への就職 27.7% (平成25年3月卒)

 都道府県においても、「福祉」「教育」「医療」各分野の関係機関に対して、それらの機関を利用している障害者であっても、一般企業で働くことによりその能力を発揮していただけという認識を浸透させて頂くようお願いしたい。

【平成26年度厚生労働省関連施策】

① 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業の実施

企業と障害者の相互理解を促進するためには、職場実習が有効。都道府県労働局に専門のコーディネーターを増員して配置し、都道府県労働局が中心となって、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターを含む福祉、教育、医療等の関係機関と連携し、職場実習を推進する事業の実施枠を拡充して実施する予定。

② 障害者就業・生活支援センターの職場定着支援の強化

平成26年度においては、一定の要件を満たす障害者就業・生活支援センターに配置している職場定着支援を専門的に担当する職場定着支援担当者を大幅に増員すること等により、精神障害者・発達障害者等の職場定着支援の更なる強化の実施を予定。

障害者雇用の課題(福祉、教育、医療から雇用への移行)

○ 「福祉」、「教育」、「医療」から「雇用」への移行について、更なる拡大が必要。

雇用施策の対象となる障害者数/地域の流れ

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約27.7% 障害福祉サービスが約63.9%
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間 1.3%(H15) →3.6%(H23)

地域
生活

障害福祉サービス(就労系)

就労移行支援	約1.6万人
就労継続支援A型、福祉工場	約1.3万人
就労継続支援B型、旧法授産施設	約12.9万人
(平成23年10月)	

小規模作業所 約0.6万人 (平成24年4月)
地域活動支援センター

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/H15	1.0
2,460人/H18	1.9倍
3,293人/H21	2.6倍
4,403人/H22	3.4倍
5,675人/H23	4.4倍

企業等

雇用者数
約40.9万人
(平成25年
6月1日時点)
※50人以上企業

ハローワークから
の紹介就職件数
68,321人
(平成24年度)

918人/年

12,422人/年

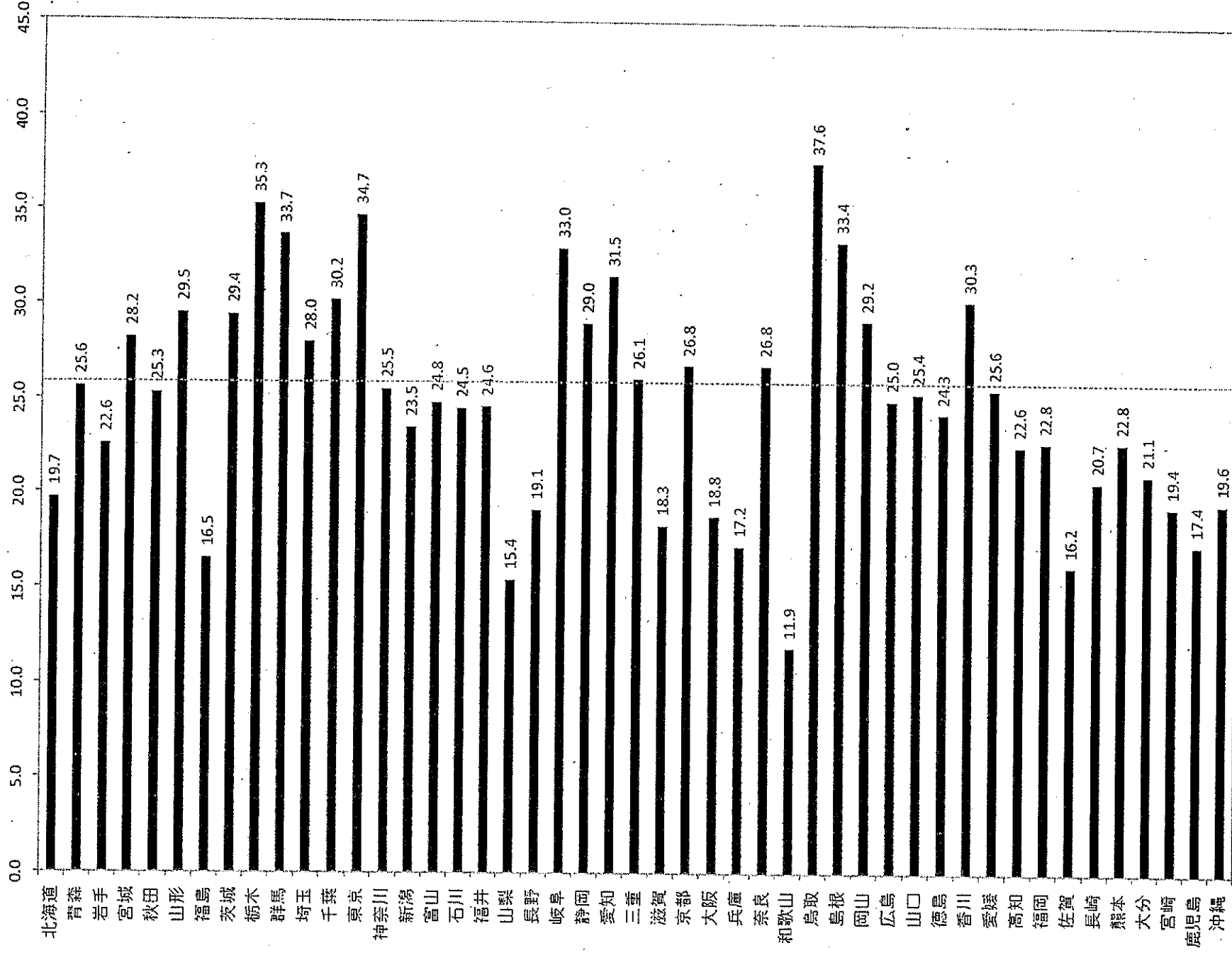
5,387人/年

特別支援学校

卒業生19,439人/年 (平成25年3月卒)

就職

特別支援学校高等部の都道府県別就職率 (23年～25年3月卒業者平均)



全国平均25.7%

(資料出所): 文部科学省「学校基本調査」より算出

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

(1) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

(2) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

(想定される例)

- ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- ・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

→(1)(2)については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

(3) 苦情処理・紛争解決援助

- ① 事業主に対して、(1)(2)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。
- ② (1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例(紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等)を整備。

2. 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行(H30)後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

3. その他

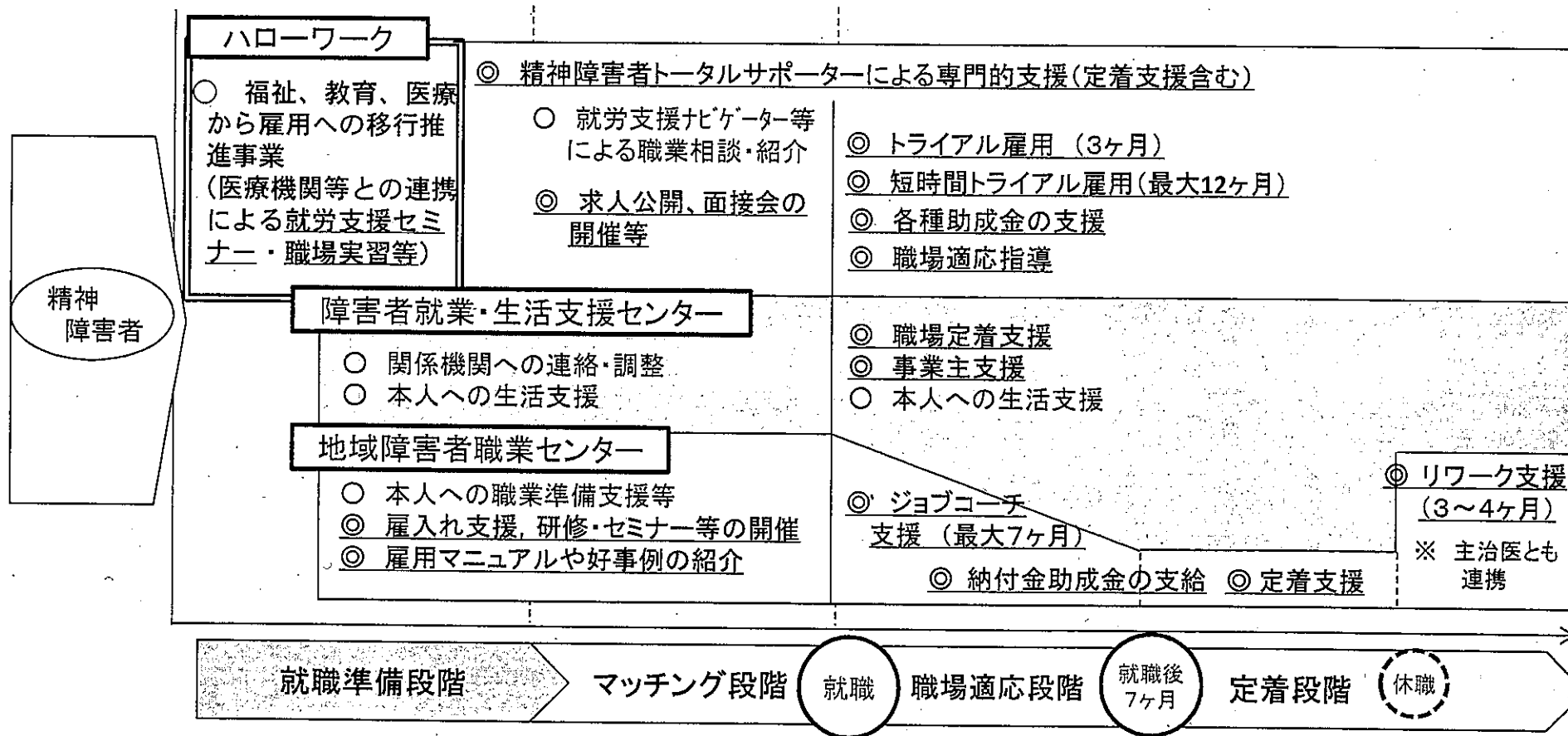
障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。

3 施行期日:平成28年4月1日(ただし、2は平成30年4月1日、3(障害者の範囲の明確化に限る。))は公布日(平成25年6月19日))

精神障害者の雇用促進に係る支援施策の流れ

○ ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センターが中心となって、障害者と事業主双方に対する就職準備段階から職場定着(リワーク支援含む)までの一貫した支援を実施

- : 主に障害者本人に対する支援施策
- ◎ : 事業主に対する支援施策(障害者と事業主双方を支援するもの含む)



※ 就職準備段階～職場適応段階には、就労系福祉サービスである就労移行支援事業と連携
 ※ 上記のほか、障害者就業・生活支援センターを中心に、地域の関係機関(医療機関、保健所、自治体や民間団体の就労支援機関等)と連携し、就労支援を実施

全国厚生労働関係部局長会議 厚生分科会

1. 地域人づくり事業(平成25年度補正予算案)

- 地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進するため補正予算において創設。
 - 都道府県に造成している基金を積み増し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。
-
- 本事業は、若者、女性、高齢者等の潜在力を引き出し、地域社会や地域の産業ニーズに応じた人材育成、就業支援を行う。
 - 厚生関係部局の政策課題にも、活用することが可能であり、例えば、介護事業所に委託する形での介護業界の人材確保を促進する事業や社会福祉法人に精神障害者の社会復帰を支援する事業などを本事業で実施することが可能。
 - 本事業は、その趣旨に加え、経済対策として補正予算を編成して行うものであることから、早期かつ着実に執行する必要があり、早期に事業計画並びに事業の実施を行う必要がある。
厚生関係部局におかれても、所管部局となる労働関係部局と積極的に連携していただき、事業を実施していただくようお願いしたい。

全国厚生労働関係部局長会議 厚生分科会

2. 起業支援型地域雇用創造事業(平成24年度補正予算案)

- 地域に根ざした事業を支援することにより雇用の創出が期待できることから、「起業支援型地域雇用創造事業」を創設し、地域の雇用の受け皿の確保を図るため、平成24年度補正予算で創設。
- 今年度事業開始をした場合については、平成26年度末まで事業実施が可能であるため、本年3月末までの残りの期間で積極的に活用する必要がある。

- 本事業においても、起業後10年以内の企業に委託する必要があるなど一定の要件はあるものの、介護分野の人材確保支援などの事業を実施することが可能である。
- 本事業については、今年度事業開始をした場合については、平成26年度末まで事業実施が可能であるため、厚生関係部局において事業化できそうな案件があれば、労働関係部局と連携し、本事業を有効にご活用いただきたい。

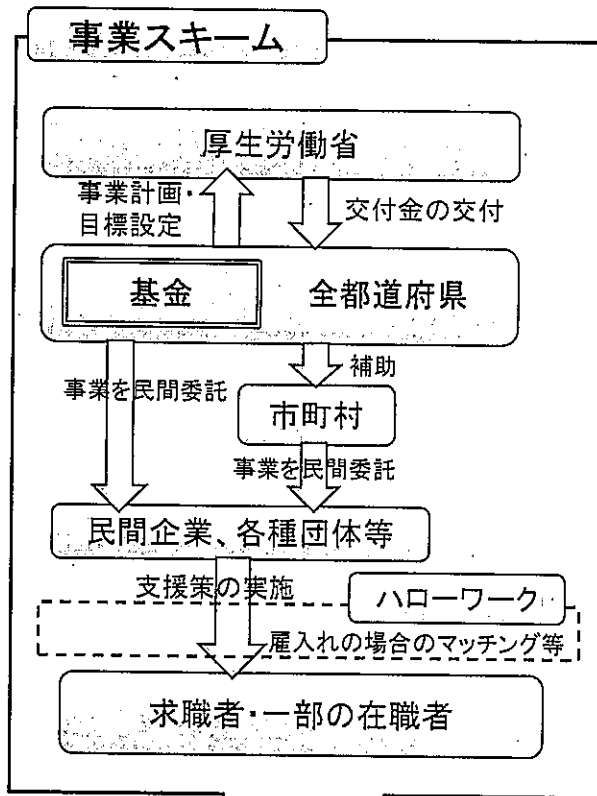
地域人づくり事業の概要

平成25年度補正予算案
1,020億円

趣旨

- 地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進。
- 都道府県に造成している基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。

事業スキーム



地域の多様な「人づくり」を通じた
雇用拡大、賃上げ促進

概要

- 事業期間は、事業開始(平成25年度補正予算成立)から、平成26年度末まで。
(ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで。)
- 都道府県は、予め雇用拡大及び処遇改善に関する事業の到達目標を立て、その進捗を管理することが必要。

事業内容

地域のニーズに応じて、以下の雇用対策事業を計画・実施。受託事業主は、予め計画を立てて取り組むことが必要。

雇用拡大プロセス

…失業者(無業者)の就職に向けた支援

(例)

【雇入れを伴うもの】

- ① 未就職卒業生・出産により離職した女性を雇い入れての座学研修・企業実習／
- ② 高齢者等を雇い入れての介護補助事業等
(支弁費用)人件費、研修費、企業実習受入経費

【雇入れを伴わないもの】

- ③ 人手不足分野のミスマッチ解消のための合同採用説明会／
- ④ 中小企業の情報発信／
- ⑤ 地域の実情に応じた就職支援セミナー
- ⑥ 生涯現役社会実現に向けた高齢者就業機会の掘り起こしとマッチング等
(支弁費用)説明会経費、情報発信費、セミナー経費等

処遇改善プロセス

…在職者に対する処遇改善に向けた支援

(例)

- ① 【定着支援】に向けたメンタルトレーニング
(若手社員向け)・雇用管理研修(管理者向け)／
- ② 非正規雇用労働者の【正社員化】に向けた生産性拡大に関するコンサルティング／
- ③ 【賃金上昇】を目的とした、海外販路拡大・グローバル人材育成のための国内外派遣等
(支弁費用)研修費(講師謝金、アドバイス費用)等

※ 実施都道府県は、両プロセスの実施が必要。

起業支援型地域雇用創造事業の概要

平成24年度補正額
1000億円

趣旨

- 依然として厳しい雇用情勢が続く中、景況感は更なる悪化の傾向が見られるなど景気悪化への懸念が強まっている。このような中、地域の雇用を支えていた工場の閉鎖等厳しい雇用情勢に直面する地域が増加しており、こうした地域では安定的な雇用の受け皿を創造していくことが喫緊の課題となっている。
- 特に、国際競争にさらされる産業分野においては競争の激化により工場の海外移転が進む中、地域に根ざした事業を支援することにより雇用の創出が期待できることから、「起業支援型地域雇用創造事業」を創設し、地域の雇用の受け皿の確保を図る。

事業の概要

- 地域の産業・雇用振興策に沿って、雇用創出に資する事業を民間企業、NPO等(以下「企業」)へ事業を委託し、失業者を雇い入れて実施。
- 委託先の事業者が失業者を正規労働者として継続雇用する場合には、一時金(1人当たり30万円)を支給。

【対象者・対象地域】

失業者を事業の対象とし、工場の閉鎖等により雇用情勢が著しく厳しいと都道府県が認める地域など。

【支援対象企業】

起業後10年以内の企業(※1)であって、本社が起業時と同一都道府県内に所在する企業(※2)。なお、選定に当たっては、有識者の意見を聴取する。

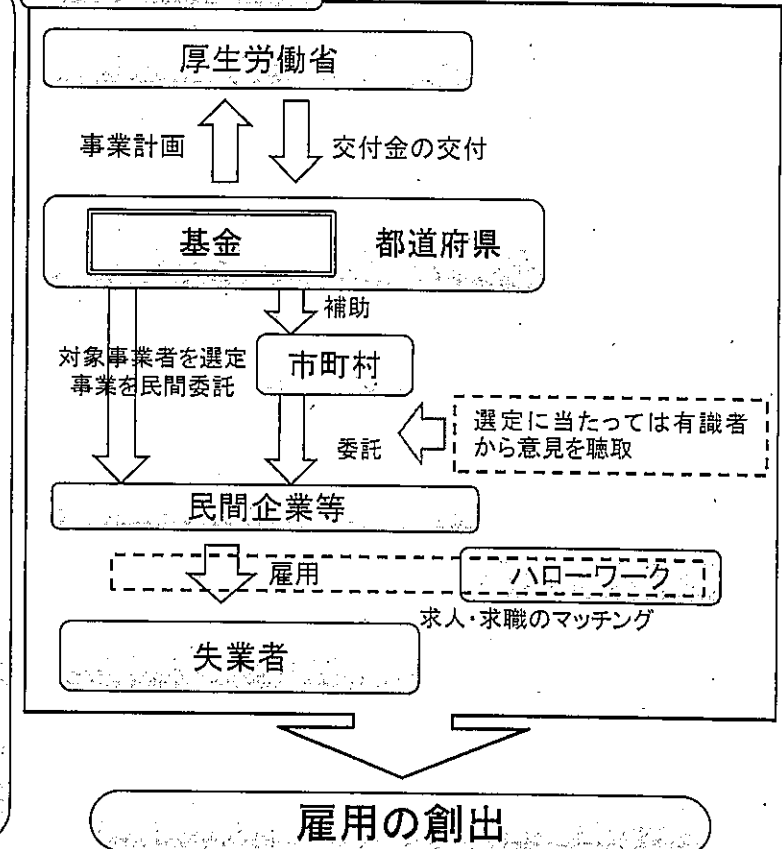
(※1) 起業には分割・合併による新会社設立は含まない。

(※2) 事業所が複数ある場合にあっては、その多くが同一都道府県内に所在する企業

【その他要件等】

- ・ 事業費に占める新規雇用失業者の person 費割合が1/2以上
- ・ 雇用期間は1年以内(被災求職者は複数回更新可)
- ・ 対象期間は平成25年度末まで(※平成25年度までに開始した事業は平成26年度末まで)

事業スキーム



職業安定局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
生活保護受給者等就労自立促進事業(P1~3)	派遣・有期労働対策部就労支援室	特定雇用対策係	大山・高橋	5796
短期集中特別訓練事業(P4~5)	派遣・有期労働対策部求職者支援室	求職者支援企画係	日高・小菅	5272
福祉人材確保対策について等(P6~9)	首席職業指導官室	職業紹介係	石井・吉田・並木	5774
障害者雇用対策について(P10~14)	高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課	調整係	杉原・川口	5783
地域雇用対策について(P15~18)	地域雇用対策室	地域雇用企画係	遠藤・鈴木	5846